

感染拡大防止集中対策期

〈5月15日(土)まで延長〉

における香川県からのお願い

ゴールデンウィークにおける集中対策のお願い

～ GWは移動を控えて、みんなで大切な「いのち」と「ふるさと」を守りましょう ～

**まん延
警戒警報**

- 行動にあたっては、十分な感染防止対策をとってください。
- 帰省・旅行、不特定多数が集まるイベントや集客施設等への参加は、慎重に検討してください。
- 感染が拡大している地域との往来は、延期か自粛をお願いします。オンライン帰省を活用しましょう。
- 会食をはじめ感染リスクの高い場所での行動は、慎重に検討してください。
- 会食する場合は、できるだけ、家族か、4人までで、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ」工夫をしてください。

再要請 飲食店を経営している皆さまへ

飲食店を経営されている皆さまには、再度の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、**営業時間の短縮**をお願いします。

- 1 実施期間 / 4月28日(水)午前0時～5月11日(火)午後12時
- 2 対象 / 県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗(小売りを主体とする場合やテイクアウト専門店等は除く)
- 3 内容等 / 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮を要請します。
 飲食店において、営業時間は、午前5時から午後9時までとしてください。
 酒類提供は、午後8時までとしてください。
 営業時間短縮にご協力いただいた飲食店には協力金をお支払いします。
- 4 営業時間短縮協力金(第2次) ※変更点があります。

【要件】営業時間短縮再要請の全期間を通して、ご協力いただいた飲食店

- ✓ 定休日を除き、1日でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支給要件を満たしませんので、ご注意ください。
- ✓ 深夜営業されている店舗について、4月28日(水)午前0時から午前5時までの間に営業した場合、協力金の支給要件を満たしません。
- ✓ 通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合は対象となりません。

【支給額】**中小企業** 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて2万5千円～7万5千円/日

- ・1日当たりの売上高が8万3,333円以下の場合 → 一律2万5千円/日を支給
- ・1日当たりの売上高が8万3,333円超の場合 → 1日当たりの売上高×0.3(上限7万5千円/日)

大企業 1日当たりの売上高の減少額を基に算出する方式

上限20万円/日 又は 前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額 ※中小企業においてもこの方式を選択可
※支給額は、1日当たりの単価×日数で算出しますが、日数には、定休日や再要請前に店休日としていた日は含みません。

※制度詳細は、
現在、検討中につき、
後日公表します。

! 申請店舗の外観・内観の写真(営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの)が必要となります。

詳しくは「香川県営業時間短縮協力金コールセンター」に
お問い合わせください。

開設時間：午前9時～午後5時(平日) ☎087-832-3800

県民の皆さま、飲食店を経営されている皆さまには
ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

感染拡大防止集中対策期における対策については
右記ホームページをご覧ください。

香川県

